

## 第 3 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年3月3日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後15時30分

2. 場 所 生涯学習センター

3. 出 席 21名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	欠			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	欠	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 11番 草場 道治

13番 松本 初雄

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第10号	農地法第5条の申請について	( 5件)
議案 第11号	農地法第4条の申請について	( 2件)
議案 第12号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	( 1件)
議案 第13号	農地法第3条の申請について	( 13件)
議案 第14号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 13件) (公社からの買受 1件)	

8. 報告事項

報告 第6号	農地法第18条6項通知の受理について	( 2件)
報告 第7号	農地法第4条許可申請書の取下願いについて	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																									
議長	<p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者は2名で、7番松尾委員、14番木須委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は11番 草場道治委員、13番 松本初雄委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>利用権設定 通年</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第6号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第7号</td> <td>農地法第4条許可申請書の取下願いについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第10号	農地法第5条の申請について	5件	議案第11号	農地法第4条の申請について	2件	議案第12号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件	議案第13号	農地法第3条の申請について	13件	議案第14号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	<table border="0"> <tr> <td>利用権設定 通年</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> </table>	利用権設定 通年	13件	公社からの買受	1件	報告第6号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第7号	農地法第4条許可申請書の取下願いについて	1件
議案第10号	農地法第5条の申請について	5件																								
議案第11号	農地法第4条の申請について	2件																								
議案第12号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件																								
議案第13号	農地法第3条の申請について	13件																								
議案第14号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	<table border="0"> <tr> <td>利用権設定 通年</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> </table>	利用権設定 通年	13件	公社からの買受	1件																				
利用権設定 通年	13件																									
公社からの買受	1件																									
報告第6号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																								
報告第7号	農地法第4条許可申請書の取下願いについて	1件																								
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第10号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																									

事務局	<p>議案第10号 農地法第5条の申請の申請5件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、9番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町上古賀地区です。</p> <p>借受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図、断面図が6ページ、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>借受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p>
-----	---

続きまして、議案の1ページ、11番になります。

図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図、断面図が10ページになります。

申請地は、黒川町小黒川地区です。

譲受人が、ドッグランを建設するための申請です。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、12番になります。

図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページになります。

申請地は、波多津町板木地区です。

譲受人が、駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

	<p>続きまして、議案の1ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページになります。</p> <p>申請地は、山代町立岩地区です。</p> <p>譲受人が、資材置場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第10号農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>〇〇が従業員の駐車場を増設する為の5条申請です。特に問題なく、隣接者、生産組合長、区長の承諾印がありましたので、私も承諾しております。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>〇〇保育園の駐車場が手狭となったため、新たに建設する為の申請になります。川東の区長さん、生産組合長さんの印がありまし</p>

	たので承諾しました。宜しくお願いします。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。
11番委員	申請地は〇〇小学校から〇〇工業へ向かって左の方でございますが、生産組合長さん、区長さんの印鑑もありまして、ここだったら問題ないだろうと承諾しました。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。
17番委員	こちらの件は、〇〇さんの所が自宅近くに駐車場がなくて、別の方の土地を借りていたんですが、今回、〇〇さんが土地を譲って下さいまして、自宅の横に駐車場を建設するという事で立会を行いました。隣接者の〇〇さんの出席をされまして、行政書士の方と思いますが立会をいたしました。自宅裏の道路がありまして、その自宅の横に申請地があります。高さは道路と申請地が一緒でございますので、バラスを敷いて駐車場をするという事でした。隣接者の〇〇さんよりバラスが流出する恐れがあるという事でグロックを積み上げてバラスの流れを防ぐという事で了解を頂きました。区長さんと生産組合長さんの承認の印鑑もありましたので、わたしも承諾いたしました。
議長	12番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、13番について担当委員から説明をお願いします。

23 番委員	案内図は14ページの〇〇小学校の近くの水田になります。〇〇さんから相談に来られまして、水田の横に〇〇さんの自宅がございいますが、住宅に囲まれて稲作が作りにくいとございました。〇〇さんからも相談に来られたという事で資材置き場にすると事です。その下に水田がありますけども、稲作については配慮をしていくとの事でご相談がっておりますので、よろしくお願いたします。
議長	<p>13番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第10号 農地法第5条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農地法第4条の申請2件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町東分地区です。</p> <p>申請人が、太陽光設置をするための申請です。</p> <p>こちらは設備認定通知、九電からの通知も提出されています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p>

	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案の2ページ、8番になります。</p> <p>図面は、案内図が20ページ、字図が21～24ページになります。</p> <p>申請地は、大川町駒鳴地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>なお、申請人が既に一部植林をしていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第11号 農地法第4条の申請2番については以上です。</p>
議長	<p>それでは、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>自分の家の横の畑に太陽光を設置するという事でありました。生産組合長、区長等の押印されておりました、私も特に問題ないところでありましたので、押印いたしました。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので、続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>この申請は3か所ありますが元は梨園でありまして、耕作者が亡くなられて梨を辞められましてクヌギを植えるとの事で申請されております。隣接者、生産組合長、区長の印鑑もありましたので私も承諾しております。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第11号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第12号農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に1件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が25ページ、字図が26ページ、変更前の土地利用計画図が27ページ、平面図が28ページ、変更後の土地利用計画図と断面図が29ページ、平面図が30ページになります。</p> <p>申請地は、二里町金武地区です。</p> <p>申請人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、平成25年10月に一般住宅の建設で5条許可を受けられておりました。当初計画では父の家屋に増設</p>

	<p>する形で計画をされていましたが、検討された結果、別棟で建築するように変更されましたので、排水関係など一般基準の再検討が必要なため、農地転用後の事業計画変更承認申請が提出されております。</p> <p>申請地が二里公民館から約490m、金武駅から約380mの地点に立地しているため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)、市役所の支所、鉄道の駅から概ね500m以内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認申請1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>元々は増築から新築に変わったという事です。土地に変更はありません。排水は下水が通っていますので問題はありません。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第12号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第13号農地法第3条の申請について事務局か</p>

	ら説明をお願いします。
事務局	<p>議案第13号農地法第3条の申請13件について説明します。 議案は4ページから10ページになります。</p> <p>19番から31番まで申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>30番につきましては、最後の筆の2356-1が70,614㎡となっておりますが、こちらは共有名義となりますので、実際に所有権移転されるのは〇〇さんの持分の約3,450㎡で、水田の合計面積は7,945.82㎡となります。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページから10ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第13号農地法第3条の申請13件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第14号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年13件について、御説明します。</p> <p>議案の11ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧く</p>

事務局	<p>ださい。</p> <p>今回は借受人が11名、貸付人が11名で、面積は、田が33,674㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を12～18ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上13件です。</p>
議長	<p>議案第14号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年13件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第14号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年13件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第14号農用地利用集積計画の公社からの買受について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号農用地利用集積計画の公社からの買受について御説明いたします。</p> <p>こちらは2月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>明細書を議案の19ページに掲げております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額は議案の19ページに記載しております。買い手は手数料として売買価格の1%を加えた金額で農業公社から買い受けることとなります。公社からの買</p>

事務局	受については、以上1件です。
議長	<p>農用地利用集積計画の公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第14号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は20ページを御覧ください。</p> <p>22番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に譲渡する予定で、今回、3条申請を上程しております。</p> <p>23番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借する予定で、今回、利用権設定を上程しております。</p> <p>報告第6号については以上2件です。</p>

事務局	<p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、報告第7号農地法第4条許可申請書の取下願い1件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号農地法第4条許可申請書の取下願い1件について説明します。</p> <p>議案の21ページの1番になります。</p> <p>図面は、案内図が31ページ、字図が32ページになります。</p> <p>申請地は黒川町奥野地区です。</p> <p>こちらの案件は先月、植林で4条申請を上程しておりまして、2筆に杉、1筆に栗を植林する計画でした。栗を植えることについて県の方に確認をしたときは杉と栗を一緒に植林して山にする計画の場合は肥培管理をしないので、農地ではなく植林の転用でよいということでしたが、県の常会の方でも同じような案件があり、果樹は植林ではなく、農地として扱うという結果になりました。そのため、今回、栗を植えるところ1筆については取り下げ申請が提出されています。</p> <p>報告第7号については以上1件です。</p>
議長	<p>補足になりますが、先々月の佐賀の農業会議でこの案件に似たケースがありまして、畑に梅の木を3本前から植えてあった所を植林にすると申請があつて常任会議の時に梅の木の所はそのまま畑にするのではなかったかなと30年40年すると梅の木も大きくなります。特別に前々からあつた梅の木3本は植林の転用と同じでいいだろうとなりました。今回は新規に転用となっていますので農地のままでお願いしますとの話になっていました。</p> <p>1番について、御質問はございませんか。</p>

議長	<なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第3回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>